**YLOニュースレター（2024年11月号）**

皆様

9月、10月とニュースレターをお休みし、申し訳ありませんでした。国内・海外と出張が続き、時間が取れませんでした。その間、熊本、メキシコシティ、水戸、名古屋・岐阜、箱根、能登半島・金沢、福井、福岡、鹿児島、仙台、沖縄、高知、大阪・和歌山、台北と行き、多くの方々にお会いして、貴重な意見をお聞きすることができました。

鹿児島で尊敬する西郷南洲（隆盛）さんの墓参をして、再度「西郷南洲翁遺訓」を再読しました。「己に克つに、事々物々時に臨みて克つ様にては克ち得られぬなり。兼て気象を以て克ち居れよと也」とあります。克己の継続的精神を陶冶する必要がありますね。

その間には、日本では選挙があり、自民党・公明党が少数与党となりました。また、米国ではトランプ氏が次期大統領選挙に勝利しました。ウクライナでも北朝鮮が派兵し、ガザの戦争は未だ収まりません。西郷さんの言を一人一人が実践することが大切だと思います。

**最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）**

〇　**公正取引委員会**は、**10月2日**に**「生成AIを巡る競争」に関するディスカッション・ペーパーを公表して広く情報・意見の募集を行いました（提出期限は11月22日）**。生成AIの利用については、**アクセス制限・他社排除、自社優遇、抱き合わせ、生成AIを用いた並行行為（カルテル等）、パートナーシップによる高度専門人材の獲得**などの問題が独占禁止法上指摘されているところです。また、**新たなAI規制に向けた新法**も検討されているとお聞きしています。その前提となる意見募集です。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241002_generativeai.html>

○「**スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律**」が、**2024年6月に成立、公布**されました。**公正取引委員会**では、同年12月19日の本法の一部施行に伴い必要となる関係政令等を整備するため**政令と規則**を作成し**意見募集**を行いました。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241028\_publiccomment.html

〇　**公正取引委員会**は、**11月12日**に、**株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ及び株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ　ＬｉｆｅＤｅｓｉｇｎ**の2社（以下「2社」という。）に対して、**下請代金支払遅延等防止法**第4条第1項第5号（買いたたきの禁止）に違反する事実が認められたとして、下請法第7条第2項の規定に基づき、**2社に対し勧告を行いました**。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/nov/241112\_kadokawa.html

〇　**公正取引委員会**は、**11月26日**に**アマゾンジャパン合同会社**に対して独占禁止法の疑いで**立ち入り検査**を実施しました。同社のオンライン市場である「**アマゾンマーケットプレイス**」の**出品業者に対して①競合する他の通販サイトよりも安く価格を設定すること、②アマゾンの発送サービスを利用すること、を条件としてマーケットプレイスのカートボックスと呼ばれる大写しの商品に掲載していたこと**が、独占禁止法の疑いとされたものです。同法では「**優越的地位の濫用**」「**不当な拘束条件付き取引**」という不公正な取引方法に当たる可能性があります。本件では、**米国本社**も審査の対象となる可能性があるとのことでした。その件で、**矢吹公敏弁護士がTBSラジオの荻原チキSessionに電話で出演**して説明しました。

〇　報道によれば、**米国司法省**は、**11月20日**に**米国グーグル**の**検索サービスの独占解消**のため、**クローム（ウェブの閲覧ソフト）の売却命令**を含む是正案を裁判所に提出したということです。同社の生成AIのデータ利用についても制限を求めたとのことです。

　巨大テック企業に対する各国の競争上の規制が強化されています。

**独占禁止法以外で当事務所が興味を持っている分野の情報**

〇 **2023年の景品表示法改正法**が、**2024年10月1日**から施行されました。**確約手続**が導入され、優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者が是正措置計画を申請し、内閣総理大臣から認定を受けたときは、当該行為について、 措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けないこととすることになりました。また、**課徴金制度を見直し**、課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における売上額を推計することができる規定の整備や違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対し、課徴金の額を加算（1.5倍）する規定の新設が実施されています。さらに、**罰則規定**が拡充され、優良誤認表示・有利誤認表示に対し、直罰（100万円以下の罰金）が新設されています。

○　前にもお伝えしましたが、**フリーランス保護法**が、**2024年11月1日**から施行されました。電車内でも見かけますが、公取委は、聖徳太子のようなキャラクターを用いた、フリーランス新法をわかりやすく解説した特設サイトを設けています。　　https://www.jftc.go.jp/freelancelaw\_2024/

○　**民事訴訟法等の一部を改正する法律**が2022年5月18日に成立し、同年5月25日に公布されました。**同年3月1日**からは、**当事者双方がウェブ会議や電話会議**を利用して**弁済準備手続の期日や和解の期日に参加**可能になりました。加えて、**2024年3月1日**からは、**民事訴訟で当事者の一方、もしくは双方がウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加できる**ようになりました。**2026年度中**には、**訴えのオンライン提出、訴訟記録の電子保管、法定審理期間訴訟手続きの新設**なども予定されています。民事訴訟のオンライン化は他国に相当遅れを取っているものの、徐々に進んでいます。

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3－4愛宕東洋ビル4階

電話 03－5425－6763

Fax 03－3437－3680

電子メール　k.yabuki@yabukilaw.jp

HP  <http://www.yabukilaw.jp>

＃**「草野芳郎ADRセンター」**へのご連絡はこちらにお願いします。**通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施**しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。

[草野芳郎ADRセンター](http://www.yabukilaw.jp/adr.html)

〇**草野芳郎弁護士**が、「**新和解技術論～和解は未来を創る**」（信山社）を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1割引き（定価2000円税別）で販売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方はYLO（soumu@yabukilaw.jp）までお申し込みください。

（YLO News Letter毎月10日頃発行）